教科書問題

——**I** の 4 ——

勝野尚行

まえがき

序『教育基本法制と教科書問題』の出版を終えて

第1節 文部省検定に対する国際的批判に接して

第2節 1982年文部省検定について (1)

(以上, 第16巻第4号)

- 序(2) 教育基本法制と教科書問題 教育基本法制論,教育政策批判の方法,教科書行政史, 国際的批判をどう受けとめるか
- 第3節 1982年文部省検定に対する国際的批判の経過等 (1) -----1982・6・26~'82・8・5-----

(以上, 第17巻第1号)

- 序(3) 教育基本法制と教科書問題 研究課題の整理(教科書問題関係,教育基本法制関係, 「国際的批判」に関係して),教育基本法制論――第90 帝国議会における「教育根本法」論議――
- 第3節 (続き) 1982年文部省検定に対する国際的批判の経過等 (2) ----1982・8・5~'82・8・9----

(以上, 第17巻第2号)

- 序(4) 教科書検定と国際的批判 1983年教科書行政の概観(I 教科書制度「改正」に 向けて、II 83年教科書検定)
- 第3節(続き) 1982年文部省検定に対する国際的批判の経過等(3) -----1982・8・9~'82・8・11-----

(以上,本号)

序(4) 教科書検定と国際的批判

1982年の暑い夏、文部省教科書検定に対する国際的批判が発生し発展した。とりわけ中国政府からの「歴史の改ざん」批判は、当初相当に強硬なものであり、やがて「中日共同声明と中日友好条約の精神に違反する」とまで指摘するに至った。日中共同声明のなかでは「日本側は過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」と、その加害行為についての反省を表明しながら、82年検定は「深く反省する」検定といえるのかという抗議であり批判であった。こうして日本の教科書問題は、国際的問題にまでなっていったわけである。

この1982年夏の事件を契機にして、私自身の教科書問題研究・教育基本法制 (戦後教育)研究も、より本格的・根源的にこれらの問題を見直す必要に迫られることになった。つまり、過去の日本が戦争を通じて中国・朝鮮等の諸国民に与えた「重大な損害」について知悉する努力を重ね、それらの加害行為を合理化し美化しようとする試みを退け、そのことを基礎にして戦後日本の教育の根底に据えられるべき反省の中身を確かめ、そのうえで80年代日本の教科書行政・教育政策を見直してみなくてはならないと痛感するようになっている。そのような次第で、いま私は、戦前日本の加害行為の犯罪性についての追求を行っている。

もちろん,私が解明すべき問題は、戦前日本の加害行為の実態そのものではない。そうではなくて、それら加害行為を遂行した人間の内面の問題であり、それら人間の内面を形成した戦前教育の問題である。そうであれば、加害行為の実態についての研究と合わせて、とりわけ昭和期日本のファシズム教育の構造についての研究を重ねなくてはならない。そのために、久保義三『日本ファシズム教育政策史』(明治図書・1969年)や同『天皇制国家の教育政策』(勁草書房・1979年)、さらに大江志乃夫『国民教育と軍隊』(新日本出版社・1974年)等々の先

-117-

行研究を大いに参考にしなくてはならないと思っている。そして、1920年代末から30年代初頭にかけて、戦前日本の天皇制公教育がファシズム教育として再編成される過程を概観してみることは、戦後日本の教育の反動的・右翼的な再編成の過程のなかで、この80年代前半期日本における教育政策の動向がどんな意味をもつか、あるいはどんな位置を占めるか、の問題の解明に重要な示唆を与えるに違いない。というのは、80年代日本の教育政策こそ、平和・民主・人権の戦後教育を軍国主義・国家主義・ファシズムの教育に質的・根本的に転換してしまうことをめざしている政策だとみられるからである。

森村誠一『悪魔の飽食』(光文社・1981年)を読んでの一文「なにが『悪魔』を育てたか」のなかで、五十嵐顕氏は「なぜ、またどのようにして人間がこれほどまでに残酷でありえたのか。どこまで人間は残酷であることができるのか。『悪魔の飽食』を読んでまず思うのは、人間のことであった」と書き、「むろんこの戦争そのものの責任を人間の問題と同一次元におくことはできない」とことわりながら、「託された今日の課題」について以下のようにのべている。まことに示唆に満ちた提言である。

「とはいえ、『悪魔の飽食』がこのように国家・軍の行為として組織されたものであればあるほど、諸々の犯罪的所業の下地は戦時下の急造ではなくて、平時平常のうちに用意されたと思えてならない。残酷な心性は、およそ残酷から程遠い国民の常識をつちかうかたちで養われたのではないだろうか。人間は戦争下に置かれればただちに残酷になれるとはかぎらない。『悪魔』部隊の残酷を可能にしたものは、別の次元で、日常不断に、国民のあいだに浸透しておこなわれてきたことの蓄積の成果であるとも考えられる。

別の次元とは? 教育のことである。国民の教育制度であり、根本的には明治いらいの日本の近代教育制度のことである。といってもそれは教育のあれやこれやの欠陥や不備ではない。反対に教育の国家主義化・軍国主義化の達成と完備によるものであった。天皇にたいする忠節を絶対的価値とする軍国主義・超国家主義のイデオロギーは、ほぼ50年間にわたって『一旦緩急ア

レバ』『悪魔』の所業とも化する国民の精神的素地を養っていたのである。」 五十嵐氏はこのようにのべて、「悪魔」の形成に「成功」した戦前日本の教 育に特別の注意を向けている。そのうえで、この戦前教育の過ちについての反 省が戦後教育の原点に宿ることを示唆して、以下のように書いている。

「あらためて戦後の教育改革をすすめた教育刷新委員会が『教育基本法案要 綱案』において、わが国の教育が『軍国主義的、又は極端な国家主義的傾向をとるに至った』という『過ち』を明記し、教育改革の必須の事由をかいていたことが思いおこされる。教育改革の事由が『与えられた』などといわれるような軽々しいものでないことを、今日の問題として私らは多くの人びとにいわねばならない。」

『悪魔の飽食』を読んでのこの一文は、①「悪魔」をつくり出したものが完備した戦前日本の超国家主義・軍国主義の教育であったこと、② だからこそ、戦後日本の教育法制は、その過ちへの深刻な反省を踏まえたものであること、この2つのことを示唆したものとみられよう。そうだとすれば、この五十嵐氏の指摘にてらしてみても、1980年代日本の教育政策が「悪魔」の再生産をめざすものに近づいている以上、戦前日本の教育の過ちについての反省、そのための戦前教育についての研究、その過ちをどのように反省することによって戦後日本の教育法制は構成されたのか、そこに宿る戦前教育への反省は何か、等の角度からの戦後教育法制の研究がいよいよ課題となっているとみられる。

この五十嵐氏の一文は、『悪魔の飽食』を読んでこれからの教育研究のあり方を確かめようとするものともみられよう。それにたいして、山科三郎『人間の尊さとはなにか――戦争・暴力・人間形成――』(青木書店)は、より直截に、国際的批判に接して、これを契機にして、これからの教育研究の課題を確かめようとするものである。とくにその第1部「いま、なぜ戦争責任か――平和教育のあらたな地平を拓くために――」がそうである。山科氏は、『悪魔の飽食』(前出)、『戦没農民兵士の手紙』(岩波新書)、『あの人は帰ってこなかった』(岩波新書)などを手がかりに、当時の日本の民衆の内面に目を向けながら、「このような(加

188

害)行為に加担させられた人たちに『何ともおもわなかった』といわしめたのが戦前の教育であったとすれば、(そのような)教育の罪悪と戦争責任の深さが、あらためて今日、確認されなければならない」「15年戦争の責任は、教育のレヴェルにまでも掘り下げてとらえる必要がある」等々と指摘しているからである。

1983年教科書行政の概観

ところで、日本の政府・文部省は、82年夏の国際的批判をどのように受けとめたのか。その受けとめ方のいかんを実証するような動きが、最近になっていくつか出てきている。その受けとめ方を確かめるべく、その反応をひとまず教科書行政の方面からだけみれば、一つには教科書制度「改正」に向けての中教審・文部省の動きがあり、いま一つには文部省による83年教科書検定がある。

I 教科書制度「改正」に向けて

国際的批判が噴出していた期間 (1982年6月末から同年9月中旬頃までにかけて),活動を停止していた中教審・教科書小委員会が、その後に活動を再開して、83年5月30日には「教科書制度の改革に関する答申案(小委員会報告)」をまとめて中教審総会に提出し、ついで中教審はその「改革」案をそのまま6月30日に瀬戸山文相に答申した。この「改革」案は、① 教科書検定機能を充実させ、検定基準を明確にする、② 義務教育教科書は都道府県教委がまず選定し、その中から市町村教委が採択する、③ 採択地区は都道府県教委の教育事務所単位に広域化する、④ 義務教育教科書の無償給与制度は維持する、等々を主たる内容とするものである。これへの詳細な論及はここでは控えるが、①でいう「検定機能の充実」「検定基準の明確化」が文部省検定による教科書内容の格段に厳重な規制(教科書内容の国定化)を意図したものであり、②および③でいう「都道府県教委への教科書選定権の付与」「採択地区の広域化」が都道府県教委による教科書の選定・採択(教科書採択の県定化)を意図したものであるから、この「改革」案は教育内容の行政的支配の達成をめざしているものとしかみられ

ないものである。戦後日本の教育法制下での教育行政のあり方が教基法10条によって明示されているとき、この「改革」案の意図するところは、明白にその (2) あり方に逆行し対立するものといわなくてはならない。

文部省としては、中教審・教科書小委員会から報告が出た5月30日の直後に、 すでに検定基準に「国を愛する心」を強調する内容を加える方針を決定してお り、この中教審答由を受けてさらに検定基準・検定基準実施細則を全面的に見 直す方針であるという。検定基準を教科書作成の指針とするためには、また学 習指導要領の内容を具体的に教科書に反映させるためには, 一部手直しだけで は足りない、という理由からである。加えて自民党・文部省のなかには、当然 予想されることながら、この中教審答申を受けて再び「教科書法案 | を国会上 程しようという動きが出てきている。文部省は都道府県教委への教科書選定権 の付与や教科書採択地区の教育事務所単位への広域化には現行の「義務教育教 (3) 科書無償措置法 | の改正が必要だという見解であり、自民党内には「検定がい つも問題になるのは、法律で検定の正当性をうたっていないからだ」として一 挙に「教科書法 | を制定すべきだという声が出始めている。そして事実,83年 7月14日の自民党文教部会・幹部会は「中教審答申を具体化するために教科書 法を制定する必要がある」という認識で一致したといわれる。「教科書法」制 定については、文部省は答申の具体化は「現行法の改正か行政指導で実施でき る | という慎重な姿勢をとっているため、再び自民党の文教部会等が「教科書 法 | 制定を政府・文部省に迫ることになる気配である。私はかつて、1980年代 初頭の教科書問題の推移に論及した際、「いまや『教科書法案』の国会上程が 時間の問題となっている」と書いた。この予測は、その後に思ってもみなかっ た広汎な国際的批判の発生と発展により, 若干の修正が必要となっているが, 国際的批判が表面上では鎮静化しているいま、自民党・政府・文部省が、中教 審答申を入手しえたいま、再び「教科書法」制定に向けて突っ走る危険は、 大いに高まっているのである。「教科書法案」国会上程が政治日程にのぼるの も、けっして遠い将来のことではないであろう。

-121 -

教科書制度「改正」答申をめぐって

『文部広報』83年6月15日付に、中教審・教科書小委員会の報告全文が掲載されている。それをみれば、その報告書の構成は、

記(まえがき)

- 1 教科書の著作・編集
- 2 教科書の検定
- 3 教科書の採択
- 4 教科書の研究・評価
- 5 義務教育教科書の無償給与
- 6 その他

となっており、小・中・高の教科書の著作・編集・検定・採択の全面的「改正」を提案したものである。正式には「教科書の在り方に関する小委員会報告」というこの「改革」案の特徴は、これまでに提出された案、すなわち

81年6月5日提出の自民党「改革」案

82年6月21日提出の中教審・教科書小委「改正」答申草案

などと、文部省の教科書行政がその後に手厳しい国際的批判まで浴びたのに、その内容においてほとんど変化がないことである。まるで国際的批判などなかったかのような対応の仕方である。自民党・政府・文部省の教科書制度「改正」の策動を中教審(小委)が御墨付を与えて公式に支持したことになる。

この中教審答申に対する反応の一端をみておく。

(1) 『毎日』は83年6月2日付社説「政治的すぎる教科書改革」と、同年7月2日付社説「優れた教科書を作る条件」と、2度にわたって社説を掲げて答申案・答申を批判した。

中教審・教科書小委の5・30答申案をとらえ、「政治的すぎる教科書改革」は「統制色をさらに濃くしようという内容だ。学校教育の現状からみて、納得できないところが多い」と、いくつかの問題点を指摘したのち、答申案は「改善が必要だというが、その根拠も明らかでない。どこにその欠陥が由来するか、という分析もない」「一昨年は、自民党などによる偏向教科書キャンペーンが燃え盛っていた。それを受けて中教審が発足した。答申案をみる限り中教審は、偏向キャンペーンの上に審議を進めたとしか考えられない。昨年夏に答申の予定だったが、高校歴史教科書の検定結果が中、韓両国の抗議を招き、国際問題化したため、審議は凍結され、答申も1年遅れとなったのである。この『教科書問題』への認識が薄いことも、答申案の特徴といえる」などと、その問題意識にこそ問題があることを批判している。そして、「中教審は、世論に耳を傾け、答申案を改めるべきである。国民の理解を得ない答申をまとめれ

ば、中教審の存在理由を疑わせることになるだけだろう。教科書統制が進むことは、 学校の現場が上からのお仕着せにしたがうことにつながる。学校が、国家のための人 づくりの場に偏してはならない」と、その修正を求めている。

ついで「優れた教科書を作る条件」は、6・30答申をとらえ、「答申は1ヵ月前に公表された試案と同一内容である。当時、私たちは、中教審の教科書統制を進めようとする姿勢に対し、強い疑念を述べた。一般的にも批判の声は高かったが、中教審は全く耳を傾けようとしなかった。遺憾なことだと思う」と批判した。同じく6月30日に文部省により一部公表された83年検定結果にも言及して、「全体を通じて、その時の政府の政策に沿った検定意見が多い」「現実の政治で政策論争がたたかわされている問題を、政府の政策のみに偏って教えることが妥当とは思えない」とのべ、以下のように提言している。「教科書である以上、一つの枠組みがあるのは当然である。しかしその枠組みとは、わが国にあっては、憲法理念でなければならない。教育基本法は、教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者たる国民を育成するものだ、と明記している。それは、明治憲法における『国家の発展に奉仕する人材養成』と違う。教科書を作る立場も、検定する立場も、憲法、教育基本法から逸脱してはならないのである」と。まことに卓見である。

日本のマスコミの、この答申案・答申に対するいち早い批判的反応は、もちろんこの社説による批判だけにとどまらず、連載記事を特集したことにもあらわれている。たとえば、『朝日』は83年7月1日付から7月8日付まで、都合7回にわたって「教科書はどこへ」を連載し、『毎日』は、83年5月31日付から6月2日付まで3回「曲がり角の教科書」を、83年7月2日付から7月4日付まで3回「教科書採択"県定化"の現場」を、それぞれ連載している。

(2) 教科書出版社がつくる「教科書協会」が、6月21日,中教審・教科書小委報告にほぼ全面的に反対する見解を発表した。『朝日』83年6月22日付でみると、その見解はつぎのとおりである。

教科書協会・見解

採択地区の広域化について

192

- ① 現行制度が20年をへて教育的に安定した秩序を保ち、各種調査で大方の教育長も支持している。
- ② 教育事務所のない県も3県あり、一事務所当たり児童・生徒数も県相互、県内で著しく不均衡である。
- ③ 市場の寡占化を一層促し、教科書内容も画一化される。
- ④ 教育現場の多数の声を封じ、教科書研究への意欲を減退させて教師の質の低下

-123-

をもたらす。

⑤ 発行会社の過当競争から不祥事態を招くおそれがあり、さらに経営不振など死 活にかかわる。

都道府県教委への選定権付与について

法に基づく市町村教委の採択権が大きく制約され形がい化する。

検定について

現行の基準の実施細目はすでに詳細である。規制がより強化されたり細目が具体 的になりすぎると、著作者、発行者の創意工夫の余地がなくなり、画一的な教科書 を生む。検定周期の延長も、科学技術の進歩、社会変動の激しい現代では、教科書 内容の改善を延ばす。

検定結果の一部公表について

その運用を誤ると著作・編集活動に支障をもたらし、採択の公正確保をそこなう。

教科書制度「改革」答申案について

義務教育教科書の無償給与制度の存続を除いて、報告には多くの問題点がある。 制度の根幹にかかわる改変が実施された場合、検定制度の本旨、教育的見地、企業 経営の立場のいずれから見ても多くの弊害が生じる。よって、現行の教科書制度の 存続が望ましい。

教科書協会が中教審会長あて提出した反対見解は、およそ以上のような内容のものであるが、「出版社としての経営的見地から現状維持の要求が色濃く出ている」とはいえ、執筆者・編集者らが「教師から遠のく教科書」「県定教科書への道」などとつよい懸念を打ち出したものと「大半そのまま重なって」いるといわれるものになっている。

- (3) 「社会科教科書執筆者懇談会」は、5月23日、中教審の各委員に対して質問状を送付した。質問状は、小委員会報告は文部省の現行検定制を容認し教科書採択制を通じて教科書の事実上の国定化をめざすものだ、と批判しながら、中教審が教育・教科書の関係者や父母・国民の声を聞き、真に教科書を改善する方法について慎重かつ根本的に再検討するように求めている。この質問状は、5・30小委員会報告について、
 - ① 「侵略」記述をめぐる教科書問題等、学問的研究にもとづいた教科書づくりを 妨げてきた教科書検定制度への反省をまったく含んでいない
 - ② 教科書採択の拡大は教師による教科書の自由採択という理想に逆行するものである
 - ③ 教師に対する著しい不信がある

などと指摘し、小委員会報告が「『教育』に関わる報告として、 内容、 形式上でもまったくふさわしくない」と批判している。

(4) 「日本出版労働組合連合会」は、機関紙『出版労連』83年6月1日付に「中教審・教科書小委員会の『報告』に対する見解」を出版労連中執名で発表し、反対の意思表明を行うとともに、同機関紙83年6月21日付には「中教審答申(報告)の問題点」を2ページにわたって掲載し、小委員会報告への詳細な批判を行った。上記「見解」全文は、つぎのとおりである。

中教審・教科書小委員会の「報告」に対する見解

1983年5月30日

出版労連中央執行委員会

5月30日、中教審の教科書小委員会は、「教科書の在り方に関する」報告を発表した。この報告は一見して、自民党などの「偏向」攻撃をふまえて書かれた「官僚の作文」との感をまぬがれない。そしてこれは、以下に示すとおり教科書の国家統制を徹底的に強化しようとするものであり、その方向での教科書法の制定に道をひらこうとするものであって、断じて容認できない。

われわれは、この報告にもとづく中教審答申には断固反対し、その撤回を要求する。報告の基本的な特徴は、明らかに国家主義的教育観にもとづいて、教科書の国家統制の強化をうたっていることである。ここには、戦後の教育制度が戦前の画一的・軍国主義的教育・教科書への深い反省から生まれたという点が欠落しており、憲法・教育基本法に規定する「個人の尊厳を重んじ……、個性ゆたかな文化の創造をめざす」戦後の民主教育をさらに発展させるという観点はいささかもみられない。

こうした立場から報告は、さまざまな統制強化の方途を提起しているが、それは次 のような問題点をもっている。

第一に、報告は、教科書の「著作・編集」の分野に、中教審としてはじめてきびしい統制・管理の手をのばしている。これは、いわゆる「民編国管」から実質的な「国編国管」を意図するものである。これがすすめば、民主的、良心的な著作者・編集者は排除されるであろう。いまわれわれは、言論・出版の自由の危機に直面したという実感をもつ。さらに、高校教科書発行者の指定制度への言及や、本来発行者(著者・編集者)、教師、国民にゆだねられるべき「研究・評価」分野での官製の機関・統制の姿勢がにじみでているというべきである。

第二に、検定については、検定基準を質的に転換させて明確化し、国家主義的教科書づくりを強制しようとしている。 すなわち、「次代の国民としての自覚を育てる」という観点から検定基準をあらためさせ、それを著作・編集の「より明瞭な指針」とさせようとしているのはその証左である。

また,恣意的,密室的な検定制度との指摘については何ら反省を示さず,「適正な手続」だと強弁し,違憲・違法な検定制度を擁護し,検定公開を拒絶している。検定

結果の一部公表というのは、文部省の立場をあらためて合理化し、宣伝するものでしかない。

第三に、採択では、都道府県教育委員会の教科書選定権をいっそう強化し、「県定」教科書を市町村教育委員会におしつけ、現場教師の採択への係わりを一切封じるもので、これは採択地区のよりいっそうの広域化(教育事務所単位またはそれをあわせた地域)とあいまって、教科書採択の中央集権化をいっそう促進するものである。また、検定周期の延長にもとづく採択周期の延長のねらいはそのことを通じて採択の寡占化をいっそうすすめ、教科書の種類の削減、教科書会社の淘汰を促進することにある。

第四に、教科書の「無償」について、報告は、「次代を担う児童生徒の国民的自覚を深めることに資する」ためにも無償が実施されてきたと述べているが、これはやはり国家主義的な教育観にもとづくものであり、無償の位置づけとして問題がある。さらに報告は、無償制度を継続するのは、現行の検定・採択制度を維持する上で必要なのだと述べ、現行無償措置法がまさに国家統制法であることをいみじくも語っているのは注目される。

われわれば、教科書無償を強くのぞむものであるが、報告の立場を容認することは できない。

われわれは、「教育権は国民にある」との立場から、また言論・出版の自由を守る ために、出版活動への一切の規制・統制を許さず、断固として奮闘することを、あら ためて決意するものである。 以上

なお、出版労連は83年7月21日付で、「教科書制度改革中間試案」を発表した。

以上,少しばかり詳細に,中教審答申とそれに対する社会的反応とをみてきたが,中教審・文部省が国際的批判をどう受けとめたか,およそ明らかになし うると思う。というのは,その国際的批判が噴出した時期(1982・ $6\cdot 26\sim 82\cdot 9\cdot 20$)の直前に,中教審・教科書小委員会はすでに教科書制度「改正」答申草案をまとめていた(82年6月21日)から,この答申草案と今回の $6\cdot 30$ 答申とを比較してみれば,その受けとめ方のいかんがよく実証できるからである。

では、この答申草案と答申とは内容的に同じなのか、違うのか。ここで逐一 比較検討することはしないが、答申草案をより詳細にしたというその程度の変 化ではなく、むしろかえって答申のほうがより徹底して教科書内容の国家統制 をめざしているといえるのである。そのような次第で、中教審・教科書小委員 会の委員たちは、国際的批判が噴出して以後この答申をまとめるまでの審議中 断期間 (1982年6月末から83年5月末まで),いったい何を考え何をしていたのか, どういう論議をしていたのか,つよい疑念にかられるのである。あるいは自民 (11) 党・政府・文部省からの「外圧」を一貫して加えられていたのであろうか。

答申草案よりも答申のほうがかえって国家統制色・国家主義的傾向のつよい 制度「改正」案となっているということは、いうまでもなく、中教審が国際的 批判を無視したこと, 国際的批判を馬耳東風と聞き流したこと, を示している。 それはいわば外野のたわごとに過ぎなかったということになる。事実, 答申文 のなかに国際的批判に言及した箇所は一つもなく, 答申はかえって国際的批判 に反論し挑戦するかのように検定制度・検定を正当化する文章を新たに追加し ているのである。教科書検定制度は「著作者の創意工夫を生かしつつ適切な教 科書を確保することを目的とするものであり、我が国の国情に適した制度とし て,適切な教育内容の維持や教育の中立性の確保等に重要な役割を果たしてい る と、国際的批判に対し開き直ってみせているのである。また、1982年検定に 対する国際的批判を惹起せしめたものは,表面的には「侵略 → 「進出 | に代表 される歴史改ざんであるが、その検定を導いた国家主義的・軍国主義的な思想 である。そうだとすると、答申は文部省の検定思想にまでメスをいれ、これを 批判しなくてはならない。ところが答申は、その反対に、「次代の国民としての 自覚を育てる | 「次代を担う児童生徒の国民的自覚を深める | という観点から 検定基準をさらに明確にし細目を整備するように求めており、戦後教育の国家 主義的・右翼的な再編成の推進を文部省検定に期待し要求しているのである。 むしろ国際的批判に対して挑戦する姿勢をみせている、というゆえんである。

あるいは、国際的批判に接して反省すべきは文部省検定それ自体であって、 教科書制度(とりわけ検定制度)そのものに国際的批判が向けられたわけではないから、教育内容の国家統制を格段につよめようとする中教審答申であって も、そのような答申を出したこと自体で中教審が批判されるいわればないので はないか、という意見もありうるので、これにつき若干論及しておこう。

中教審6・30 答申は、教科書内容に向けての国家的・行政的な支配を格段に

196

強化する教科書制度にするよう、文部大臣に向けて勧告したものである。そのような制度「改正」提案を中教審が行ったのは、もちろん、国家主義教育のいっそうの推進を期待してのことである。それを期待すればこそのことである。6・30答申のなかにくり返し出てくる言葉に「国民として必要な基礎的・基本的な教育内容を身につけさせるために」というのがある。抽象的なこの言葉の意味内容を確かめるためには、80年代初頭の教科書内容論議のなかで、この「国民として必要な基礎的・基本的な内容を習得させること」をくり返し主張した、その主張者の言い分をみなくてはならない。その主張者の言い分がこの答申に採用されて、答申のなかでこの言葉がくり返し使われている、とみられるからである。

その主張者こそ森本真章グループである。森本グループはこの言葉をどのような意味を込めて使ったか、若干みておこう。

実は、この点についての考察はすでに別の箇所で行っているから、ここでは概観するだけにする。森本真章『誰のための教科書か』(日本教文社・1981年)は、教育内容の中立性が確保されているか(教科書内容が偏向しているかいないか)の判断基準として、「文部省が法律に基づいて定めた『学習指導要領』とか『検定基準』に照らして、教科書の記述がそれからはずれているのか、いないのか」「教科書の内容が、一般国民の常識(総意)に照らして、偏っているのか、いないのか」ということをあげている。つまり、一般国民の「常識」こそが学習指導要領・検定基準に盛り込まれていると考え、この「常識」こそが教えられなくてはならないというのである。では、教えられるべき「常識」の具体的中身は何であるか。若干なり引用して示してみよう。

「小学校や中学校で使われる教科書に、学習指導要領や検定基準にも反する政治的な 内容が持ち込まれ、特定のイデオロギーの立場からの記述等がなされているのが現実 なのである(たとえば、自衛隊や安保条約、自民党批判等の記述、社会主義体制の**賛** 美など)。」

「公教育としての学校教育が、その使命を果すために、このような政治的イデオロギーを、教科書の中から排除することがまず必要であり……」

「たとえば、小学校の教科書で、自衛隊の合憲性に疑問を抱かせるような記述をした (15) り、安保条約改定の反対運動が起こった理由を問うたりしている。」

「常識」の中身とは政権党のイデオロギーのことであり、政府の国策を支持 するイデオロギーのことなのである。そのうえで、以下のようにいっている。

「少なくとも小・中学校の義務教育の教科書は、まず基本的、常識的なものの考え方の基礎をしっかり身につけ、人間関係を築く心情の土台を十分に養うことに力を注ぐべきである。今日問題になっている教科書のように、まだ判断力の未成熟な子供たちに、政治的問題や特定のイデオロギーを持ち込むことは、厳に慎しむべきであろう。」

ここに「まず基本的、常識的なものの考え方の基礎をしっかり身につけ」させる、という主張があらわれるが、その具体的な中身は政権党のイデオロギー(それこそ、多数者の支配的イデオロギーである)を指している。

「自衛隊は、自衛隊法などの法律に基づいて、国会の議決に則ってつくられたものである。つまり自衛隊は、国民大多数の意思の反映としてつくられたということである。最近の世論調査を見ても、国民のほとんど大部分が、自衛隊を支持しているのである。したがって教科書はそういう自衛隊を尊重し、まずその意義・役割といった基本的なことがらをしっかり理解させることが大切だと思われる。」(傍点、引用者)「自衛隊が合憲か違憲かというような問題は、イデオロギーの対立もからみ、大人の間でさえ議論が分かれる問題である。(中略)安易にこのような問題を教科書の中に持ち込むと、生徒をむりやりに政治論争にまき込み、教育をかえって政治闘争の場にしてしまう(中略)。これを避ける方法は、自衛隊の記述については先に述べたような(17)

以上の概観からも、答申のいう「国民として必要な基礎的・基本的な教育内 容」の中身が何であるか、およその察しがつくのではないかと思う。森本氏の いう「基本的・原則的なことがら」がそれにあたるからである。

答申が教科書内容の国家的・行政的な統制の徹底という観点から制度「改正」を提案するとき、その意図は「国策に基づく教科書作製」の達成にあるわけであるが、80年代に入ってからの、まさにこの「国策に基づく教科書作製」の強行の過程で「侵略」→「進出」に象徴される歴史の改ざんが行われ、それを契機にして国際的批判がひろく発生したのである。国際的批判を惹起させたもの

-129-

用者)

は「国策に基づく教科書作製」であったのである。ところが中教審答申は、この「国策に基づく教科書作製」のために、「次代の国民としての自覚を育てる」ために、教科書制度「改正」を行い教育内容の国家統制をより徹底させよ、といっているのである。端的に、国際的批判を馬耳東風と聞き流したというゆえんである。もしも国際的批判を真摯に受けとめたのであれば、「国策に基づく教科書作製」をめざす教科書行政を見直し、教科書づくりを国民(父母、住民、教職員)の手に委ねるという方向での教科書制度改正を提案しなくてはならない。

かの国際的批判を真摯に受けとめるならば、中教審は当然に、文部省検定に対して反省を求め、恣意的な文部省検定をチェックしうるような教科書制度改正案を提起しなくてはならない。ところが今回の中教審答申は、文部省検定を批判するどころか、「国策に基づく教科書作製」をめざして文部省検定をより徹底したものにする、もっぱらそのための制度「改正」を提案している。中教審の6・30答申を仔細に考察して思うことは、中教審の存在理由(何のために、誰のために、存在するのか)である。というのは、その答申の示した制度「改正」の方向は、あまりにも自民党・政府・文部省の構想している方向に沿っているからであり、答申は「その改革構想を実現すべく、積極的に手を打て」といっただけのことだからである。中教審にはもはや、自らを中立機関とみせかけようという、そういう思惑さえないようである。自民党・文部省との癒着ぶりを天下にさらけ出しただけというほかない。

Ⅱ 83年教科書検定

1982年の暑い夏に国際的批判を浴びたものは、82年6月末に終えた文部省検定であった。国際的批判を浴びたことにより、83年文部省検定はどれほど変わるか、どれほどの反省を踏まえたものになるか、万人の注目するところであった。では、83年検定の実態はどうであったか。84年4月から使用される社会科教科書に対する検定の実態が83年3月頃から新聞紙上でも報道され始め、6月30日(中教審が文相に教科書制度「改正」案を正式に答申した、その当日)には文部省自身が83年検定の内容を一部初公開することになった。それらの報道をとおし

てみるかぎり、「侵略」「沖縄住民殺害」の復活を認めはしたものの、81年・82年での検定姿勢についてはさしたる反省もなく、いわゆる「国策に基づく教科書作製」「教科書を政府広報誌へ」の基本方針はそのまま貫かれ堅持されていることが知られよう。

そして文部省は、中教審答申が出た同日の6月30日、答申のいう「検定の結果について、必要に応じ、主要な論点等を明らかにする」を先取りする形で、(18) 検定結果の一部を公表した。その要旨はつぎのとおりである。

文部省の検定意見(要旨)

◇反核・軍縮運動

この運動を一種の精神運動のようにとらえさせてしまうことのないよう十分留意する必要がある。現実には平和は核戦力の均衡の上に維持されている。核兵器の存在をやむを得ないこととして認める多数の人々があり、冷厳な国際政治の現実がある。運動がきわめて困難な目標をめざすものであることを明確に認識させる必要がある。

◇国民の義務

学習指導要領「公民」の目標には自由・権利と責任・義務の関係を社会生活の基本として正しく認識させるべきことが示されている。この目標を達成するためには、公共の福祉や人権に伴う責任について項を設けて述べるだけでなく義務についてのまとまった記述も必要。

◇自衛隊の軍事力

中国,ベトナム,韓国,北朝鮮では徴兵制がとられており,実戦能力,兵力数とも 自衛隊より上であるし,また自衛隊は志願制によるものだから,これらの国々と単純 な予算上の比較はできない。

◇自衛隊の違憲論

自衛隊が憲法に違反するという議論は学界を除けば、一般には政党を中心になされてきたが近年、合憲として認める政党が増加する傾向にあり、違憲主張が少なくないとの表現は事実に適合したとはいいがたい。

◇愛 国 心

学習指導要領「公民」の目標に、自国を愛しその平和と繁栄を図り、文化を高める ことが大切であることを自覚させるよう示しているが、(当該記述は)国民的自覚や 自国への愛を深めていくような記述が不十分。

◇家族生活

家族は愛情によって結ばれた集団であり、子は家族のいたわりと保護を受けて成長し社会生活に必要な価値観や規範意識が親から子へ伝えられていくという家族の意義

-131 -

や役割について理解させることが大切。

◇数字の出典

南京事件の犠牲者数については、その数字の出所を求めるとともに、事件の期間、場所および対象を確かめるよう配慮することを求めた。3·1 独立運動の参加者数や死傷者数も数字の出所を求めるとともに、資料によって差のあることに配慮を求めた。

文部省が「検定チェックの正当さを主張しようとしている」といわれるこの 検定意見を、文部省は『文部広報』を通じて全国の学校現場に徹底させる構え (18) であるという。検定結果の公表内容の詳細については『文部広報』でみるほか ないが、今回の一部公表についてすでに、① 文部省と教科書執筆者との対立 点がより明確になり、文部省の検定姿勢がより鮮明になる、そうした双方のや りとりは、今後とも公表されない、② 検定結果の公開の基準もあいまい、③ 公 表された検定意見と調査官が実際に編集者・執筆者に伝えた意見に違いがある のではないか、等々の批判が出ているのである。

83年文部省検定の実態

- ◇旧日本軍による沖縄住民殺害が復活
 - ---中学校社会科教科書, 7点中の4点, 高校『日本史』教科書, 1点---
- ◇「侵略」一斉に復活
 - ――中学校社会科『歴史』教科書, 7点中の7点――
- ◇南京大虐殺,東南アジアでの虐殺,朝鮮の3・1独立運動,北方領土,防衛問題, 等では検定姿勢変わらず
 - ——同上教科書——
- ◇検定後に「原発の危険」等の書き換えを指示
 - ——中学校社会科『地理』教科書,数点——
- ◇中学校社会科『公民』教科書 (7社) が義務・愛国心の強調等に向けて改訂,東京 書籍だけは全面改訂

1980年末から翌81年にかけての政・財界および森本グループによる非難の矢面に立たされたものは、この中学校社会科『公民』教科書(7種)であった。経済広報センター『経済教育』1980年11月出版、森本真章他『疑問だらけの中学教科書』1981年2月出版、国会議員による立法府での教科書内容「偏向」非難、等々。それらの教科書はいずれも、80年検定に合格して81年4月から新規に使用されることになっていたものであるから、向こう9年間は全面改訂とはならない(1/4部分改訂が3年毎)はずのものであった。しかし、81年初頭の政・財・官界あげて

の非難によって、教科書協会理事会が81年4月27日に「3年後に『公民』教科書の全面改訂」を決定・表明し、翌82年6月25日には、『公民』教科書の最大シェアを持つ東京書籍がすでに文部省に新規検定(全面改定)を申請していた。他6社も「批判」に合わせて自主修正。

『朝日』83年6月8日付より。

「今回の検定の特徴は、① 国民の義務、国民としての責任、自覚、努力などが、 様々な分野で一斉につけ加えさせられた、②家族、福祉、防衛、愛国心など、 論議のある問題について, 政府・自民党の方針, 政策が色濃く反映させられた, ③ 個の尊重という立場は弱まり、国民、社会の一員など『公民』としての立場 が前面に打ち出された、④ 住民運動、デモといった現状を批判する記述は一律 に弱められた, など」「とりわけ全面改訂の東京書籍は、 批判に大きく沿う形に なっている。個人の権利について述べた序章をはずしたり、各所に権利の制限に 関する文章をちりばめ、現在の教科書にある『権利を侵すものがあれば、断固と して排除し』といった文章は、ほとんどなくなっている。さらに検定の段階でも 『まだ義務の記述が少ない』と書き直しを指示され、『国民の義務』の項目を新設 したり、あちこちで義務、個人の責任などの記述を追加した。『老人問題を、家 族の問題というより、社会や国の問題として扱おうとしている』などと、各社名 指しで攻撃された部分はいずれも大きく変わり、『家族生活の問題は、基本的に は、それぞれの家族の責任において、家族員の話し合いと協力によって解決して いかなければならない』といった記述(中教出版)が目につく。高福祉・高負担 の明記を書き加えるよう要求したり,防衛問題でも自衛隊の存在意義,評価を書 き加えるよう求めるなど、政府の方針、政策を、検定を通じて明確に書かせると いう態度が強く出されている。

またそれによれば、「問題を提起し、考えさせる社会科教科書から、『次代の国 民としての自覚』を育てる『公民教育』の教科書へ」大きく動いたことになる が、様変わりした部分は「国民の義務」「愛国心」「福祉」「防衛」「核」「公害」 「住民運動」などである。

『朝日』83年6月14日付によれば、福祉問題専門家らのあいだで「社会科の教 科書というよりは、修身の教科書を思わせる」という批判がある。

- ◇文部省が反核・軍縮運動に否定的見解
- ◇文部省が「核廃絶, 現実には困難」と書き直し指示
 - ——中学校社会科『公民』教科書——
- ◇文部省が「自衛隊記述に不適」と検定対象外で修正を迫る
 - ——同上教科書——
- ◇中学校社会科『歴史』教科書で戦前日本の「犯罪的行為」にフタ

202

これにつき『毎日』83年6月9日付は「来年から使う中学歴史教科書の文部省検定で、戦前の朝鮮関連記述に、これまでとほとんど変わらない『押しつけ検定』が行われていた」「朝鮮植民地化時代の皇民化政策や3・1独立運動などについて表現の細部にわたって『文部省史観』ともいえる立場から厳しい検定意見が付された。教科書執筆者らは『中国、韓国の抗議による昨年夏の外交問題で、"侵略"の言葉は復活したが、文部省は本質的に過去の日本の"犯罪的行為"隠しに終始する検定姿勢を変えていない』と反発している」などと報じ、執筆者側と調査官とのあいだのやりとりの一部を紹介した。

執筆者側 「学校で日本語の使用を強制し、日本語や日本の歴史・地理を教え、朝鮮人から民族の自覚やほこりをうばって、日本に同化させようとした」と改訂原稿本に記述して提出

調査官 「日本の同化政策, 皇民化政策は、朝鮮人から民族の自覚や誇りを奪う ことを目的にしたのではなく、政策の遂行結果として、民族の自覚や誇りを奪う ことになった」

執筆者側 「同化とは日本人化であり、他民族としての自覚や誇りを奪うことだ」 調査官 「当時の(政府の)文書にそんな記述がない」

執筆者側「他民族を支配する時に、お前たちの自覚を奪ってやると言うわけがなく(文書などないのが)当たり前。また支配者の書いたものだけが歴史ではない」 調査官「中学生にそこまで教えることはない」

執筆者側 「学校で日本語の使用を強制した。また日本語や日本の歴史・地理を教えて、日本に同化させようとし、朝鮮人から民族の自覚やほこりをうばった」と 原稿本を修正し、合格。

◇高校社会科『日本史』教科書で「暗」の部分(「無条件降伏」「沖縄の核」「低所得 層」等)を薄める

これにつき『毎日』83年6月7日付は「来年度使用教科書の文部省検定で、高校日本史教科書の近、現代史記述に厳しい検定のメスがふるわれていた」「特に日本の無条件降伏から沖縄の核問題、高度成長に至るまで戦後史記述にクレームが多発しており、戦後史の『暗』の部分の記述はできるだけ薄める方向となっているのが特徴。昨年夏、歴史教科書検定をめぐり外交問題にまで発展した反省から、近隣アジア諸国に関する記述については『国際理解と協調に配慮』の新検定基準が設けられ、一部で『侵略』表現などが復活したが、外国と関係の薄い部分については文部省は厳しい検定の姿勢を貫いた」と報じている。

◇文部省が検定意見を一部公表 (82・6・30)

検定が終了した教科書は、新学習指導要領に基づく新規検定の高校高学年用の 129点、3年ごとの部分**改訂検定にあたる中**学校の全教科131点(55『公民』1 点は新規検定)である。いずれも1984年度から使用のもの。文部省が今回公表した範囲は、① 日中関係、日朝関係を中心にした「侵略」など歴史教科書の記述がどうなったか、② それ以外の中学校『公民』『歴史』などの論議を招いている部分の検定結果、の2つの範囲である。①については文部省は現行本と改訂本の比較のほか一部原稿本記述の引用もまじえた印刷資料を提示し、②については検定終了後の記者会見の応答で明らかにした。

公表資料によると、日中関係、日朝関係では、①「侵略」の用語、② 南京事件の背景説明、③ 朝鮮統治の土地調査事業、神社参拝、日本語使用、創氏改名、強制連行、などの記述には原則として検定意見をつけず、日本軍による沖縄県民殺害にも検定意見をつけなかった、という。

記者会見での応答では、検定意見として、たとえば、① 愛国心の明記について、今回初めての修正意見であることを認め、「国際社会における協力と平和の問題が一層重要になっている今日、国民的自覚や愛国心のあり方を正しく認識させる必要がある」、② 国民の義務について「公共の福祉に内在する制約、乱用の禁止、国民の義務を十分学習させる必要がある」、③ 社会保障制度について「わが国の社会保障は西欧諸国に劣らぬ水準に達している。内容を高めていくことが課題だと安易に記述することは事実を誤認させる」、④ 自衛隊の違憲論について「近年、合憲として認める政党が増加する傾向で、この(違憲主張も少なくないという)表現は事実に適合したものとはいいがたい」などを出した、と説明したという。

総じて『朝日』83年7月1日付は、検定意見公表について「執筆者から相次いでいる社会科をめぐる検定批判に対し、ほぼ全面にわたる事実上の反論を行った」もので、その内容は「今回とくに前面に押し出された国民の義務や愛国心の記述のほか自衛隊の合法性、北方領土の返還要求、社会福祉における自助努力などの明記を求めた点について、それぞれ個々の教科書記述にも踏み込みながら全体に検定チェックの正当さを主張しようとしている」と評している。

以上にみてきたような83年文部省検定は、到底82年夏の国際的批判の真意に沿ったものではないから、中・韓両国に極めて冷たく受けとめられている。とくに韓国の場合は、すでにつよい不満・批判の声をあげている。韓国の文教省当局者は「日本政府がわが国に通報してきた、わい曲表現に対する是正内容は、韓国が昨年是正を要求していた39項目のうち、即刻是正を求めていた重大な13項目の一部に過ぎない」と、つよく不満を表明したといわれる。また、野党・民韓党筋は「日本政府が極めて形式的で巧みな修辞をもって7項目だけを改め

204

たことに驚きと遺憾の意を表明する。日本政府に全面修正を再要求するよう政府に強く求める」との談話を発表し、同・国民党筋は「まだ多くの部分が是正されていないことは韓日両国間の歴史的真実のため不幸なことである。ゆがめられた残りの部分も即刻是正されるべきであり、政府当局はこのため最大の外交的な努力を傾けるべきである」とのべているという。『朝鮮日報』は「"言葉のいたずら"にとどまった日本教科書修正、恩きせがましく巧みに罪状隠蔽」と評し、『東亜日報』は「わい曲一年ぶりの体裁修正、いくらか誠意を示したが火種が残る」と論評しているという。果たして韓国政府がこれらの世論を受けて再修正を要求してくるかは、にわかには予測し難いけれども、これら韓国世論の反応は、日本の文部省等の国際的批判への皮相な対応の仕方から必然的に生まれたものとみられるのである。

(註)

- (1) 『毎日』連載「曲がり角の教科書」(後出)は、都道府県教委への教科書選定権付与について、これを「市町村自治に制約を加えるもの」としてとらえ、「文部省は『県が一種類を選定してかまわない』(鈴木勲初中局長)と説明しており、"県定化"への道が開かれている」と指摘している。また、『毎日』連載「"県定化"の現場」(後出)は、教科書採択の実態について、「部外秘資料」をスクープして分析したものである。
- (2) 戦後教育の原点にまでさかのぼって教育行政・教育のあり方を確かめてみることが、現在、いっそう大切なことになってきている。したがって私も、その点の確認の仕事を続けてきているが、その成果の一端は拙稿『教育基本法制と教科書問題』 (法律文化社・1982年)にまとめている。
- (3) 1962年3月に成立した「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」(略して「義務教育教科書無償法」という)に続き,翌1963年12月に成立した「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」を指す。
- (4) その「無償措置法」の第10条には「都道府県の教育委員会は、……市町村の教育委員会……の行なう採択に関する事務について、適切な指導、助言又は援助を行なわなければならない」とあり、都道府県教委の選択権は認められていないし、同法第12条には「都道府県の教育委員会は、……市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域に、教科用図書採択地区を設定しなければならない」とあり、全国一律に教育事務所単位にまで採択地区を広域化することは認められていないからで

ある。

- (5) 『朝日』83年7月1日付。
- (6) 『毎日』83年7月15日付。
- (7) 『朝日』連載「教科書はどこへ」(後出)によれば、自民党内「教科書問題プロジェクトチーム」の座長でもあり自民党政調会副会長でもある西岡武夫氏は「検定の根拠について、法律的な裏付けをキチンとすべき時だ。こういうと、野党もマスコミもすぐ、教科書法だ国家統制だといって反対するだろうが、それは議会の責任放棄。それなら文部行政の恣意にまかせる方がいいのか、と言いたい」と語り、石橋一弥・自民党文教部会長は「教科書法を国会に出すとすれば、それは、ひともんちゃくだ。だから文部省は、何とか法改正しないでことを済ませたいようだが、私個人はきちっと法改正した方がいいと考える。この際、戦後の教科書関連法をひとつにまとめて、新しい『教科書法』として制定すべきだ」とか「ただ、これは、一内閣が本腰を入れて取り組まないと、通らない種類の法案だ。何回もの国会審議にまたがるのは、まずい。これは、もはや文教部会ではなく、党3役がのり出し、決めることがらだ」などと語っているといわれ、いよいよ「教科書法案」国会再上程の可能性が高まっているといわなくてはならない。
- (8) 拙稿『教育基本法制と教科書問題』(前出) 163, 167ページ。
- (9) これについての概説は、拙稿『教育基本法制と教科書問題』(前出)の174ページ。
- (10) 比較表を作成してみよう。ゴチは引用者。

答 申 案	答 申
〔前文〕	(記)
教科書は,児童生徒に国民として	教科書は児童生徒に国民とし
必要な基礎的、基本的な教育内容の	て必要な基礎的・基本的な教育内容
履修を保障するもの	の履修を保障するもの
	教科書の検定制度は我が国の
	国情に適した制度として, 適切な教
	育内容の維持や教育の中立性の確保
	等に重要な役割を果たしている。
	教科書は,児童生徒に国民として
	不可欠な教育内容を確実に身につけ
	させる基本的な教材
現在の教科書は、一般にその内容	現在の教科書をみるとき、それは
の量が多くかつ記述が難解の傾向に	必ずしも満足すべきものであるとは

言えない。教科書の内容は児里生使の教育にふさわしい基礎的・基本的な内容を的確に押さえているか、そこに盛られている教材は真に教育的に優れたものとなっているか、その記述の内容は中正なものとなっているか、また、その記述の方法は児童生徒の理解を得るのに適切なものとなっているかなどの見地から、今後とも更にその改善を要するところが少なくない。

〔著作・編集〕

教科書発行者は、優れた著作者を 確保し、

内容を**基礎的基本的なもの**に精選

一面的な見解だけに偏らない公正 な立場に立って

[検定]

教科用図書検定審議会の機能の一 層の充実を図り

〔教科書の著作・編集〕

教科書の発行者は、……優れた著作者を確保するとともに、編集の実務担当者の一層の資質向上等編集部門の充実に努める

高等学校の教科書の発行者の指定 制度についても検討する

内容を**基礎的・基本的なもの**に精 選し

一面的な見解だけに偏らない公正 な立場に立って

教科書における著作者名簿の表示 については、教科書の著作、編集等 の実際の責任に応ずるものでなけれ ばならない

〔教科書の検定〕

教科書検定制度は、……教育水準 の維持向上,教育の機会均等の保障, 適正な教育内容の維持,教育の中立 性の確保等を実現することを目的と するもの

教科用図書検定調査審議会の一層の充実を図る

検定基準に改善を加える

教科書の検定が一層慎重かつ綿密 に行われるようにするため、検定周 期を延長する。

教科書調査官についても今後とも 優れた人材を確保し、より適切な検 定調査を実施しうるような諸条件の 整備を行う。

〔採択〕

都道府県の教育委員会が採択すべ

検定基準は、検定の尺度であると 同時に、教科書の著作・編集の指針 となる機能を果たしていることにか んがみ、より明瞭な指針として機能 するように、次の措置を講ずる

ア、国民として必要な基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせるのにふさわしい教科書の在り方や次代の国民としての自覚を育てるのに適切な教科書の在り方という観点等を検定基準において更に明確にすること。

イ,学習指導要領に定める「目標」や「内容」等の趣旨が教科書に 具体的に実現されるよう検定基準に ついて細目を整備するなど改善を図 ること。

教科書の検定が一層慎重・綿密に 行われるようにするため、検定周期 を延長すること。

教科書調査官については、今後と も優れた人材を確保し、より適切な 検定調査を実施し得るような諸条件 の整備を行うこと。

教科書の検定は、……適正な手続の下に行われているのであって、これらの検定審査の過程を一般に明らかにすることは適当でないと考える。しかし、……検定の結果について、必要に応じ、主要な論点等を明らかにするようなことを検討すること。

〔教科書の採択〕

都道府県の教育委員会が教科書を

き教科書を選定し、市町村の教委は その選定にかかわる教科書のうちか ら採択することにすることなどを検 討する。

教科書の採択地区については、 ……その適正化を考慮する。この場合、教科書の採択は、採択地区をおおむね教育事務所の所管する地域またはこれらをあわせた地域とすることが適当であると考えられる。

〔**義務教育教科書無償供与制度**〕 未定。 選定し、市町村の教育委員会はその 選定に係る教科書のうちから採択す ることなどを検討すること。

教科書の採択地区の規模の適正化 を図ること。この場合、採択地区は、 おおむね都道府県の教育委員会の教 育事務所の所管する地域又はこれら を合わせた地域とすることが適当で あると考えられること。

教科書の検定周期の延長に合わせて, 教科書の採択周期を延長すること。

〔教科書の研究・評価〕

(略)

〔義務教育教科書の無償給与〕

義務教育教科書の無償給与は、… …次代を担う児童生徒の**国民的自覚** を深めることに資するため実施され てきたものである……引き続き現行 の制度を継続することが妥当であ

公教育制度の下においては、教育は、単に個々の児童生徒の利益のみではなく、次代の国家・社会の形成者の育成という社会全体の基本的な共同の利益にかかわるものであり、とりわけ義務教育については、国民としての基礎的・基本的資質を培い、その成果が広く国家・社会に還元される……

教科書は……児童生徒に**国民として不可欠な教育内容**を確実に身に付けさせる基本的な教材として……

現行の教科書無償給与制度は、採 択制度や発行制度の整備を通じて教 科書制度の基本を形成するという実 際上の役割を果しつつ実施されてい る……

この制度の持つ意義や教科書制度 の基本を維持する必要にかんがみ, 引き続きこれを維持すべきものと考 える。

〔その他〕

教師用指導書の中には適当でない ものもあるので、……行政上の適切 な指導等を行うことを検討する。

〔その他〕

教師用指導書の中には適当でない ものもあるので、……行政上の適切 な指導を行うことを検討する必要が ある。

- 11 中教審・教科書小委の中での論議について、『毎日』 連載「曲がり角の教科書」 (前出)が若干紹介している。それによれば、82年夏の国際的批判はさすがに中教 審にも大きなショックを与えて「しばらく中教審はふぬけのような状態になった」 (中教審委員)という。そして、82年10月26日の第15回教科書小委では、「自己批判 的ともいえる観点から、わが国の歴史を叙述した教科書で児童生徒の国民的感情を 高めることはできない」という主張が出る一方で、「検定にはもっと著者の創意工 夫を積極的に助長する姿勢が大切」とか「著者の極端な主張は排除するとしても検 定に幅をもたせ、もっと弾力的に著者の個性を認めることが問題を少なくする」な どの主張が出たという。それは、「答申案で見る以上に審議会は揺れたといえる。 どちらに向かうか、答申案に対する世論が分岐点をつくるだろう」と予想している が、同時にまた「答申案の検定基準の『明確化』『細目の整備』 など検定強化の面 だけが突っ走る可能性が極めて強い」とも予想し、その理由の一つとして「検定基 準枠の強化の背景には『義務教育の段階では、現在の社会の基礎を揺るがすような 事柄を教科書に記述すべきでない。検定基準にこれを明記すべきだ』『高校以下の 教科書では(憲法9条と自衛隊など)論争的問題の扱いに一定の歯止めが必要』な どの委員意見がある | ことをあげている。
- (12) 註(10)の比較表参照のこと。
- [13] 拙稿『教育基本法制と教科書問題』(前出)の205ページ以下。
- 14 森本真章『誰のための教科書か――奇妙な小学教科書とその背景――』日本教文 社・1981年、3ページ。

- (15) 同上, 5-6ページ。
- (16) 同上、143ページ。
- (17) 同上、146-147ページ。
- (18) 『朝日』83年7月12日付によれば、文部省は『文部広報』特集号を7月22日頃発行し、そのなかに、① 昨年夏、中国や韓国から「歴史をわい曲するもの」と強い抗議を受けた歴史教科書の「侵略」記述などが、政府の是正約束に沿って改められた具体例、② 中学校社会科『公民』で、国民の義務や北方領土の返還要求を書き込むよう指示したとされる修正意見などいくつかの項目の検定意見の趣旨、の2つを盛り込むことにしているという。
- (19) 『朝日』83年7月2日付, 同83年7月9日付。

第3節(続き) 1982年文部省検定に対する 国際的批判の経過等(3)

---1982 • 8 • 9~'82 • 8 • 11---

- 8・9 文部省が『戦争記述に関する文部省見解』をまとめ、「検定では客観的な史料に基づく記述を要求した」ことを理由に、再改訂を拒否する姿勢を打ち出す。
- 中国・韓国の両国政府が問題にしている教科書の検定例に対する文部省見解の要旨をまず掲げれば、以下のとおりである(『朝日』82年8月10日付より)。

教科書検定, 文部省見解

◇中国関係

【侵略】(「侵略」を削除したり、「進出」「侵攻」等へ改める)

- 1, 中国が例示している「侵略」を「進出」に改めた例は、日本の新聞には報道されたが、昨年度の検定にはない。「侵略」が「侵攻」「侵入」に改められた例はある。もっとも、過去の検定例としては、現在調査中だが、ありうるものと考えられる。また、東南アジアについては、昨年度においても「侵略」→「進出」の検定例はある。
- 2, 歴史教育では、史実に立脚して歴史をできるだけ客観的に考察し、判断しようとする態度を育てることが重要であることにかんがみ、教科書検定においては、できるだけ客観的な表現で一貫した記述を行うよう求めている。検定前の教科書の中には、他の戦争に関する記述においては「進出」「進

攻」などの言葉を用いながら(例えば、19世紀の列強の「中国進出」など) 日中戦争の記述では「侵略」という言葉を用いているものがあったので、検 定において「進出」「進攻」などの、より客観的な表現を用いるなど、表現 を再考してはどうかとの意見(改善意見)を付した。

3, ドイツ, イタリアの「侵略」については, 意見を付けていないことと 矛盾するとの反論があるが, 列強の中国進出と日中戦争は同一地域に関する もので, 記述の一貫性を図る要請が強いこともある。しかも, もともと単なる 指導助言である改善意見を付しているものであるから, 中国以外の地域で行 われたドイツ, イタリアの行為についてまで意見を付することはしなかった。

【満州事変】

- 1, この件については、中国側の意見の趣旨が不明である。
- 2, 満州事変については、関東軍の現地参謀らが南満州鉄道の線路を爆破し、それを中国側の行為であると偽って張学良軍に対し攻撃を開始したことに始まること(柳条溝事件)、以降、関東軍は東北地方全域に軍事行動を起こし、占領地を拡大していったこと、ついには、満州国を発足させるに至ることが、検定済み教科書において詳細に記述されている。
- 3, このような事実の経過に関する記述について検定意見を付することはない。

【南京事件】(犠牲者数を削除,日本軍の損害を加筆)

- 1, 南京事件については、事件の状況を伝聞ではなく直接的に示す史料に乏しく、とくに死傷者の数などは明らかになっていない。伝えられる死者数は少ないもので1-2 万人、多いもので数十万人というように、史料によって非常に大きな違いがある。従って検定では、そのような不確実な数値を教科書で断定的に記述することは避けるよう求めている(修正意見)。
- 2, この事件は激しい戦闘を交えて南京を占領した際に、戦闘員、非戦闘 員の区別も容易につかないほどの非常な混乱の中で起こったものである。教 科書において南京事件を記述する場合には、このような背景となった事情を 含め、事件の内容が十分に理解されるように配慮するよう求めている(修正 意見)。

◇韓国関係

【3·1独立運動】(「集会・デモ」に「暴動」を加える)

1, 3・1 運動が朝鮮独立を目ざした独立運動であることは、多くの検定 済み教科書で記述されている。3・1 運動に関する記述の中に検定の結果「暴 動」という表現が入ったものがあることは事実であるが、その教科書でも、 全体としては独立運動であることを明確に記述している。

2, この教科書は検定前には、3・1½動について単に「集会・デモ」と記述する一方で「日本の軍隊・警察の弾圧で朝鮮人7千人以上が殺され、多数の教会が焼かれた」と記述していたのに対し、その記述では軍隊までが出動していたという事情が分からないので、大規模な騒じょうがあったことを踏まえて書くよう求めた(修正意見)ところ「暴動」という表現を用いてきたものだ。なお「暴動」という表現は単に一つの形態を表しているもので、決して悪い意味で用いられているわけではない。

【強制連行】(強制を削除)

戦時中,多数の朝鮮人、中国人が「強制連行」されたという記述については、次の理由から意見を付している。① 当時の朝鮮人は日本国籍を有し、労働者の内地移入についても形式上、合法的な手続きを踏んでいたので、中国人の場合と何の区別もなく取り扱うことは適当でない。② 戦時中の朝鮮人労働者の内地移入は、時期によって形態が異なり、昭和14—17年は自由募集、昭和17—19年は「官あっせん」であって、形式上、自由応募によるものだった。昭和19年以後、国民徴用令が適用されることになった。従って、これらを一括して「強制連行」と表現することは適当でない。この問題については、以上のように事実を正確に表現するという観点から意見(修正意見)を付しているのであって、例えば「多くの朝鮮人が内地に連行され、鉱山などで使役された」というような記述は認めている。

【創氏改名】 (強制を削除)

創氏改名は法令上,強制ではなく任意の届け出による建前であり,6ヵ月間に届け出があったのが約8割にのぼったことから,かなり無理があったことは確かだとしても,2割がこれに応じなかったことは,やはり法令上の強制でなかったことを示している。創氏改名を強制したという記述については,このような事情への配慮を求めている(修正意見)。従って,例えば「創氏改名などの極端な同化政策を進めた」というような記述は認めている。

【日本語使用】 (「義務づけ」を「公用語として使用」に)

【神社参拝】(「強制」を「奨励」に)

1, 問題とされている「現代社会」の教科書では、日韓併合後の朝鮮の状況を概括して、「学校教育では朝鮮語と朝鮮文字の使用が禁止された」とか「神社への参拝も強制されるようになった」とか記述していたが、これらについては史料的に明らかでないところが多く、かつ時期によってもかなりの推移があるので、そのような概括的、包括的に述べるのは断定に過ぎるとの

意見 (修正意見) を付した。

- 2, 学校教育における朝鮮語の取り扱いについては、韓国併合当初は、朝鮮語を必修科目としており、昭和13年以降、これを選択科目とするとともに、教授用語は日本語とするものとされた。そして、このころには、学校によって朝鮮語使用の禁止があったということも考えられるが、どのような広がりを持って行われたか明らかでない。
- 3, 神社参拝については、韓国併合当初は神社数自体が極めて少なかった。 昭和12年以降神社の設置が促進され、内地同様、事実上、参拝の強要という ようなことがあったことも考えられる。ただ、全体として史料的に明らかで ない面が多い。
- 4, この問題も、以上のように確実な史料に基づき事実を正確に表現する 観点から意見を付しているのであって、例えば、戦時中のこととして「日本 語の使用、神社の設置と参拝など、極端な同化政策がすすめられた」という ような記述は認めている。

この文部省見解に対して、『朝日』82年8月10日付が「甘い認識、 説得困難」と批判を加えた。批判は、この文部省見解について、これは「第一に、戦争をめぐる行為について、断定的に記述するだけの史料に乏しいとして、表現をあいまいにしていること、第二に、その一方で、日本の行為を当然視しようとする『事実』を加えていることに特徴がある」とし、その事例として、南京大虐殺では、背景事情の説明に「戦闘員、非戦闘員の区別もつかない混乱の中で起こったことを書くように」求めて「中国軍の抵抗」をつけ加えさせ、3・1独立運動では「大規模な騒じょうがあることを踏まえて書くように」求めて「暴動」をつけ加えさせたことをあげている。そして、これにつき「日本が朝鮮を併合し、中国を侵略した原点に立つ場合、文部省のような取り上げ方は、日本の侵略や統治を受けた体験を持つ人、その子孫に説得力があるとはいえない」こと、「中国、韓国両国との関係正常化にあたって、日本が示した戦争責任に対する認識とは、かけ離れている」こと、の2点から批判している。さらに「第三の特徴は、建前論で逃げようとしていること」だとして、その事例として、朝鮮人労働者の強制連行を削除したのは形式的

-145-

には自由募集であったこと、創氏改名についても任意の届け出制であったこと、等々を強調し、あくまで行政指導であって強制ではなかったとしようとしていることをあげている。結論として、このような「真意」で理解を得ようとしても、そのための「意思疎通は難航を極めよう。それはあまりに認識が異なるからだ」と結んでいる。かえって中・韓「両国の要求に応じて記述の再改訂に応じることは教科書制度の根幹にかかわるとして、あくまで拒否する構え」を示したものではないのか、と。

8・9 松野幸泰国土庁長官が名古屋市内のホテルで記者会見し、さきの8月6日の閣議内での発言について弁解し「歴史観、各国で違う」と発言。

松野長官の発言から。「私のいいたいことは、それぞれの民族は、その歴史が異なるように歴史的価値観も違うのだから、過去のイヤな話はお互いに持ち出すことをやめようということだ」「民族の歴史観についていえば、自分の国を悪しざまに教えている国はない。(中国、韓国に対する)過去の反省を忘れるとはいわないが、列強の植民地争いの激しかった時代的背景を抜きにして批判するのはおかしい」「(南京大虐殺については)当時の関係者からは、日本兵が8,000人、中国兵が12,000人死んだと聞いており、大虐殺とはだいぶ話が違う。そういうことは本当のことを教えたほうがいい」「南京攻略では、当地の岐阜からも戦死者を多く出している」「鈴木首相が、戦没者慰霊のため、広島、長崎へ出かけるのを結構だとする半面、靖国神社へ参拝に行くのはけしからんという声がある」等々。

ここに引用した松野発言は、自民党内の一部タカ派に、対中国侵略戦争・対朝鮮植民地支配等について、まるで反省がないことをよく示している。「過去のイヤな話はお互いに持ち出すことはやめよう」といって、日本の加害責任を不問にしようとする。「過去の反省を忘れるとはいわないが」といって、その時代的背景を口実にして、あたかも日本の過去に正当性があったかのようにいう。まさに「"侵略"を列強の植民地争いの時代背景を理由に是認しようとするもの」である。『日本人は中国で何をしたか』(平岡正明著、潮出版社・

1972年)をくり返して問い直し、その非常なる犯罪性を解明し、それへの反省をこそ戦後日本の国政・教育政策の基点に据えるのでなくてはならないのに、加害責任などまるで存在しないかのようにみているからである。

- 8・9 マレーシア紙『ブリタ・ハリマン』社説が苦悩にじませ日本批判。 同紙社説より。「戦争中、日本軍部により犠牲をこうむった(アジア)諸国も、戦後は日本人に友情も持ち、日本を許してきた。それは日本国民が戦争中の悪い行為に罪悪感をいだいていることが明白であったからである」「日本が歴史的事実を教科書から消し去れば、マレーシア人の日本、日本人にたいする親密な関係は危うくなる。われわれはこれを避けたい」「日本が戦後、世界の平和に大きな貢献をしてきたのは、日本国民の(戦時中の)罪悪感の一つの表れ」であろうが「日本のこのような世界平和への貢献が(教科書の歪曲)で崩壊してしまうのは実に残念である」等々。
- 8・10 小川文相が参院文教委員会で再改訂を重ねて否定。教科書発行者から記述について正誤訂正の申請があった場合どうするかにつき「正誤訂正になじまない。いまは正誤訂正は念頭にない」と答弁。なお、この席上で文相は、さきの「民族の歴史観は違うのだから、互いに過去を深く追及しない方がいい」とした松野長官の発言をとらえ、「あのような発言は問題を円満に解決しなければならない私の立場からいって、遺憾な発言だ」と、強い調子で批判。

文部省が再改訂拒否の態度を打ち出していることにつき,『赤旗』 82年 8 月10日付主張「即刻,教科書かき換えの是正を」がこれを厳しく批判した。まず,文部省自身も「日中戦争は侵略戦争であった」と認めざるをえなくなっているのに「進出」 \rightarrow 「侵略」の正誤訂正を許さないのは「道理と国際正義に反する」としたのち,主張は「日本は,15年間に及ぶ侵略戦争によってアジア諸国と日本の国民に言語に絶する惨禍をもたらしたのであり,それを反省しないばかりか,侵略の事実をありのまま『侵略』と記述することさえ認めない政府・文部省の態度は,侵略を是とする立場であり,平和と生命の尊厳の名で非難されなければなりません」と批判し,以下のように指摘し

-147-

216

た。「文部省の検定による教科書の書き換えは、今日、自民党と反動勢力が 大軍拡とアメリカのおこなう侵略戦争への参戦、海外派兵、戦時体制確立の 策動などを公然とすすめるなど、日本の軍国主義化の急速な進行と一体のも のとしおこなわれたものであり、とりわけ青少年をこの軍国主義の道に引き こもうとするものにほかなりません。この今日的な反動的要求による教科書 書き換えが、いま日本国民とアジア諸国の民衆からきびしく糾弾されるにい たっているのです」と。80年代教科書検定が軍国主義復活の路線を歩む自民 党国政のなかに深く組み込まれた教育政策の一環であること、だからこそア ジア諸国の政府・民衆からきびしい批判を沿びているのだということ、等々 をするどく指摘した主張であるとみられよう。

8・10 8・9 「文部省見解」に対して執筆者たちが強く反論。「暴動」表現は「押し付けだった」、「強制連行ではない」は奇弁、等々と。

「暴動」に関し、「文部省見解」は「大規模な騒じょうがあったことを踏まえて書くよう求めた(修正意見)ところ『暴動』という表現を用いてきたものだ」と説明し、執筆者・編集者の責任としている。これに対し、『日本史』(実教出版)の指摘箇所を執筆した江口圭一氏(愛知大教授)は「暴動という用語は、文部省側が要求した」と、まっ向から反論。昨1982年秋、文部省からの条件指示の席で、教科書調査官は「軍隊、警察が出動して弾圧したのは、暴動が起こったからである。両者の関係を明記せよ」と迫り「これはA意見(修正条件)です」と付け加えた、という。また、「暴動」という表現についても、江口氏は「文部省側の考え方は、『暴動は悪いことで、弾圧しても仕方ない』のニュアンスだった。価値観を持った使い方だったことは間違いない」と反論。

朝鮮人「強制連行」に関しても、江口氏は「見解」に反論し「全くの形式論議。各村に人数が割り当てられ、中には誘拐同様のケースもあった、のが事実。当時は日本国籍を有していたから強制連行ではない、というのは奇弁でしかない」と指摘。

朝鮮語使用禁止・神社参拝強制に関し、「見解」は「史料的に明らかでない

ところが多く、かつ時期によってもかなりの推移がある」とのべているが、『高等学校、現代社会』(清水書院)で、この部分を執筆した星野安三郎氏(立正大教授)は「確かにそういった指示があった。ただ、法的にどうだったか、100%そうだったか、ではなく、現にそうした強制が広範囲にあった、という事実を認めるべきだ。朝鮮語の禁止、神社参拝の強制が行われたことは、研究者の間では常識だ」と反論。

中国「侵略」に関し、「見解」は「列強の中国進出と日中戦争は同一地域に関するもので、記述の一貫性を図る要請が強い」と説明しているが、文部省の指示で「日本の中国侵略」を「日本の中国侵入」に改めた『世界史』(実教出版)の執筆者・小島淑男氏(日大教授)は「同一地域、ということを理由にした指導は受けていない」「いくら同一地域に関してであっても、19世紀段階の列強のアジア進出と、20世紀に入り帝国主義段階の日本の中国侵略という歴史過程の違うものについて、用語の統一をはかることは学問的におかしい」「昨1982年初めにやりとりした際、『日本の侵略』との記述について調査官は『これは日本の教科書だから日本のことを悪く書くのはまずい』との感想を漏らした」などと反論。

「改善意見」のもつ拘束力に関し、「見解」は「もともと単なる指導助言である」と説明しているが、これにつき小島氏は「実情とかけ離れたもの。直す直さないの押し問答をして通るものではない、と受け止めざるを得ない姿勢だった」と反論。事実、実教出版社側の判断では、他の表現に変えなければ検定がズルズル引き延ばされ、時間切れとなって本が出なくなるおそれもある、とのことで、同氏もやむなく用語変更を申し出た、とい

日本軍による主な虐殺



(『琉球新報』1972年7月15日付より)

50

8・10 教科書検定に対して体験者の告発,続出。

『毎日』82年8月10日付が「日本兵が姉射殺」(沖縄戦)「南京大虐殺見た」(日中戦)との、生き証人の証言を紹介。『赤旗』同日付が「これが日本軍の日本人虐殺」を特集し、沖縄『琉球新報』72年7月15日付掲載の「日本軍による主な虐殺」を紹介。この『琉球新報』の1972年の調査では、天皇の軍隊・日本軍に殺された沖縄住民は780人以上になるという。

※ 沖縄戦における住民虐殺の実態を扱った文献の一部。

佐木隆三『証言記録,沖縄住民虐殺』新人物往来社,名嘉正八郎・谷川健一編『沖縄の証言』上・下,中公新書,石原昌家『虐殺の島』晩聲社,大島幸夫『沖縄の日本軍』新泉社,新崎盛暉他『沖縄』高校生文化研究会,池宮城秀意『戦争と沖縄』岩波ジュニア新書,『沖縄の証言』上・下,沖縄タイムス社,等々。

8・10 「学習講座」の「なぜ侵略戦争か」のなかで『赤旗』が再び教科書問題について批判。

「1945年の敗戦にいたる戦前の日本の近代史は、まさにこの侵略と他民族抑圧の歴史でした」で始まるそれは、「教科書書き換え問題は、この侵略戦争肯定の精神を、教育をつうじて新しい世代と国民におしつけるたくらみです」と、以下のように批判した。

「他民族抑圧と侵略戦争にぬりこめられた暗黒時代は、数千万のアジア諸国民と310万人の日本国民の犠牲をはじめ、筆舌につくしがたい惨禍をもたらして終わりました。日本の行動は、ポツダム宣言や降伏文書にもとづく極東軍事裁判で明確に侵略であったと断罪され、なによりも日本国民自身が『政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意』し、『正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求』(日本国憲法)することを内外に宣言しました。

ところが、自民党や政府、文部省は、戦後一貫して、この歴史の真実と日本 国民の決意に挑戦し、(中略) 歴代のどの首相もあの戦争が侵略戦争だったこと を認めようとはしませんでした。それは、自民党が戦争を推進した戦犯勢力を ひきついだ政党だからです。

そしていま,アメリカのレーガン政権の限定核戦争構想に追随して核戦争による民族死滅の危険とさえ結びついた軍国主義とファシズムの暗黒時代に日本をひきこむことをねらい,その一環として,日本が武力でアジア諸民族をじゅうりんしたあの時代を"大日本帝国"の栄光の時代とえがきだす大がかりな歴史の偽造にのりだしたのです。教科書書き換え問題は,この侵略戦争肯定の精神を,教育をつうじて新しい世代と国民におしつけるたくらみです。

これが、中国、朝鮮、東南アジア諸国など、日本による侵略と植民地支配の苦しみをなめさせられた国ぐにの厳重な抗議をひきおこしたことはあまりにも当然です。同時にこの問題は、戦争の惨禍をふたたび起こさず、国際平和を誠実に希求することをうたった『憲法前文に明記された国民的決意への挑戦として、また、日本国民を新しい暗黒と苦難の時代にひきこんでいく反動計画のあらわれとして、なによりも日本国民自身によって徹底的に糾弾されなければならない問題』です。」

8・10 東京都教職員組合などが「教科書記述の是正を」と、首相・文相に申し入れる旨決定。翌11日申し入れ。

東京都教組など13都府県教組,23高教組,12私教連,都障教組,名古屋市立高教組など,日教組・日高教翼下の50教組は連名で,鈴木首相・小川文相あてに「軍国主義的,反動的教科書検定に厳重に抗議し,政府に誠意ある是正措置と教科書制度の抜本的改善を要求する申し入れ」を行うことを決定。この「申し入れ書」は、今日の教科書検定問題が起こる根源が自民党政府・財界などの軍国主義復活をめざす策動にあることを指摘しながら、① 首相並びに文相は、過去の侵略戦争や植民地支配などにたいする責任ある反省の態度を明確に表明し、ただちにそれにふさわしい教科書記述の是正措置をとること、② 教科書の記述内容に国家権力が介入する現行検定制度を廃止し、採択制度の民主化なども含め制度全体を抜本的に改善すること、を要求。

8・10 中国『人民日報』が万峰署名の論文「歴史改ざんの責任を回避する

ことは出来ない」で、日本の教科書検定制度を本格批判。教科書検定では「文部省がその意見を強制し続けてきたのが実態である」、日本文部省は「教科書は民間が発行しているもの」と主張しているが、これは「責任のがれのでたらめである」等々と。

中国が日本の教科書検定制度の運用に対し本格的批判を加えた最初のもの。 論文は、日本の明治以降の教科書制度の変遷を紹介し、現行教科書検定の仕組 みを解説した後「検定の過程で、文部省は調査官を通じ、編集者、著者、出版 発行社に修正を要求する意見を出す。表面的にはこの意見には、受け入れなけ ればならないものと参考とするものの2種類あるが、実際には文部省はこの数 年来文部省の意見を受け入れるよう強制し続けてきた」との解釈を示し、その うえで「調査官が修正を求める個所は数百に達し、その督促は極めて厳しい。 こうした状況下で編集者、著者は仕方なく妥協し、文部省の意見に沿って修正 を行わざるを得ない。これが文部省の言う『教科書の編集はすべて民間人が行っている』と言うことの実態である」と指摘し、「歴史は容易に改変出来ない し人民は容易にだまされない。でたらめで真実を覆い隠すいかなる企ても、問 題を解決することはできない」と批判。

8・10 中国史学会が「日本の侵略で1,800万人が死傷」と指摘。

中国史学会は,抗日戦争勝利37周年を記念する学術座談会を開き,そこで劉大年・同学会主席(近代史研究所長)らが過去の「日本帝国主義による侵略」の事実を回顧しながら,日本文部省の教科書検定を批判し,中日戦争による中国側の死傷者総数(兵員を除く)は1,800万人余,物的損害は6兆米ドル余,との推計を発表。また、座談会のなかで劉大年氏は、①この戦争で,日本が中国大陸に送り込んだ陸軍兵力は100万人に達し、アヘン戦争以後の100年間に英、仏、独、露、日、米が中国侵略に使った兵力合計の8,9倍で、中華民族にもっとも大きな損害をもたらした、②同戦争の被害は日本にも及び、軍人230万人が死亡、人民70万~80万人が死んだ、③日本帝国主義の侵略戦争については論議が定まっており、これを書き直すことはできない、等とのべる。

- 8・10 橋本情報文化局長(外務省)と大崎学術国際局長(文部省)が肖向前・ 外務省第一アジア局長,李滔教育省外事局長と公式に会談。中国側の態度は強 硬で、重ねて改訂を要求し、そのために会談の続行が決まる。
- **8・10** 韓国の水原市のデパート,南門百貨店が「日本人出入禁止」の張り 紙。
 - 8・10 韓国の13団体が「是正するまで断交を」の共同声明を発表。

韓国の独立運動家、独立後初期の著名な政治家、などの生前の功績を伝える事業に携わっている13の団体が連名の声明を発表し、「われわれは日本が直ちに(歴史の)わい曲を是正し、妄言をはばからなかった人々について公式の謝罪と処罰をするよう厳粛に要求する」とのべ、さらに、同声明の要求が貫かれるまで日本との国交を断絶し、日本の商品を買わない運動を全国的に繰り広げるよう訴える。

8・10 大韓老人会による糾弾大会がソウルから地方に拡大。

済州島,定州市(全羅北道),義政府市(京畿道),城南市(同),原州市(江原道)などで,計5,700人近くの老人会会員や老人大学(=日本の市民大学)の学生が参加して「日本糾弾」を叫ぶ。

8・10 韓国マスコミが「松野再発言」に憤り。民韓党が謝罪要求を決議。 ソウルの夕刊紙が、松野長官の発言「列強の植民地争奪戦が激しかった時代 的背景を念頭に置かずに、非難ばかりしている」を大々的に報じ、「松野なお 妄言合理化」と批判。

韓国第一野党の民韓党が「日本政府閣僚の発言として、公式の謝罪を求めるべきである」と決議し、韓国政府に対し「日本の一部責任ある政治家の妄言は 到底許し難い」とつよく批判。

また、韓国文化公報省高官が11日、松野発言に触れて、松野妄言は「日本の 過去の帝国主義的な侵略行為と、植民地政策を合理化しようとする妄想からは じまったもの」「日本帝国主義の歴史的な罪科は日本自身が認めており、世界 史が公認している史実で、今にきて復古的な郷愁のとりこになり、わい曲され

222

た発想をすることは非常に危険なことである」等々とのべる。

8・10 原水爆禁止世界大会参加のため来日したアメリカインディアンのビル・ワピッパ氏が「子どもにウソを教えるべきでない」とつよく抗議。

ビル氏の発言より。「日本の政治家、役人、教師は、日本の子どもたちにウソをつくべきではない。米国人がインディアンに西部開拓の歴史についてウソをつくべきでないのと同じように」「日本が韓国、中国の人たちを搾取し、侵略したのは歴史の事実。("侵略"の"進出"への書き換えは)インディアンの土地を略奪した白人の米国人が子どもたちに略奪はなかった、とウソを教えることと同じ」「自分の国の利益を守るためにウソをつき、歴史の事実をゆがめることは許せない。われわれは事実に対してもっと正直になるべきだ」。

8・11 中国の谷牧国務委員(首相顧問)が「文部省の教科書改ざんは歴史を ねじまげる重大な問題」と批判。

谷牧国務委員は、北京で岡崎嘉平太・日中経済協会顧問一行と会見した際、 文部省検定について「中国は中日友好の大局に立って、過去の戦争の問題を心 に納めてきたが、歴史を忘れることは出来ない。文部省の教科書改ざんは歴史 をねじまげる重大な問題であり、10億の人民を憤激させ、ひと握りの軍国主義 者の復活を利するだけだ」と厳しく批判し、この問題が鈴木首相訪中を含む日 中関係にかかわる重大問題であるとの認識を示唆。谷牧氏はまた「戦争責任は ひと握りの軍国主義者に帰するもので、広範な人民に責任は無いとしても、歴 史の真実は語られねばならない」とも語る。

(以下,次号に続く)